

## 経済変動等資金

### 「新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）」実施要綱 （令和3年7月2日施行改正後）

この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号。以下「融資要綱」という。）の別表に掲げる緊急融資「経済変動等資金」を円滑かつ適正な運用実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

#### 第1 資金名

新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）

#### 第2 融資対象者

##### (1) 4号・危機関連対応枠

新型コロナウイルス感染症対応資金を満額利用し、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により次のア又はイのいずれかの認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項第4号（以下「セーフティネット保証4号」という。）の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

イ 保険法第2条第6項（以下「危機関連保証」という。）の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

##### (2) 5号対応枠

新型コロナウイルス感染症対応資金を満額利用し、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により次のア及びイの要件を全て満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

ア 売上高等が、最近1か月前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間が前年同期に比して15%以上減少が見込まれるもの又は最近3か月の売上高等が、前年同期に比して15%以上減少しているもの

イ 保険法第2条第5項第5号（以下「セーフティネット保証5号」という。）の規定による認定を受けたもの

#### 第3 市町村認定

融資対象者は、本店等（個人事業主は主たる事業所）所在地の市町村（以下「市町村」という。）からセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証のいずれかの認定を受けなければならない。

#### 第4 融資条件

融資条件は、下表のとおりとする。

資金用途	設備資金、運転資金、借換資金
融資限度	8,000万円
融資利率	責任共有 年1.25%（固定） 責任共有外 年1.10%（固定）

融資期間	ただし、貸付から3年の間に生じる利子については別途定める方法により県からの補給を行うものとする。 12年以内
償還方法	3年以内据置き、元金均等月賦 ただし、危機関連保証の認定を受けたものは、据置期間2年以内とする。
保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による 個人 原則として不要
担保の要否	取扱金融機関又は保証協会の決定による
信用保証の要否	要（保証料率年0.35%～0.71%）※全額県が補助 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料については、県の補助の対象外とする。なお、借入当初から据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で期間延長する条件変更を行う場合は県の補助の対象とする。
申込先	各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団
取扱金融機関	普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね

#### 第5 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までの融資実行されたものとする。

#### 第6 審査運用基準

- (1) 融資実行可能額は、本資金の融資残額による。
- (2) 設備資金について、その対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を解消するための施設・設備の設置であって、次に掲げるものとする。
  - ア 事業用資産のうち建物等の新築、改築又は改装
  - イ 事業用資産のうち機械設備等の新設、更新等
- (3) 既借入金の借換えは、県制度融資の既借入分（本資金の既借入分を除く。）に限るものとし、責任共有制度の対象（80%保証）となる保証から責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証への借換えは原則禁止とする。

#### 第7 資金措置

融資要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は、下表のとおりとする。

預託金の利率	年0パーセント	
実質金利（普通銀行）	責任共有1.605%	責任共有外1.305%
（信用金庫等）	責任共有2.005%	責任共有外1.705%
（信用組合）	責任共有2.105%	責任共有外1.805%
協調倍率（普通銀行）	責任共有4.52倍	責任共有外6.36倍
（信用金庫等）	責任共有2.66倍	責任共有外2.82倍
（信用組合）	責任共有2.46倍	責任共有外2.56倍

## 第8 その他

その他必要な事項は、島根県中小企業制度融資実施要領に定めるところによる。

### 附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年6月15日保証承諾分から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。